

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する
最終報告（案）

平成 19 年 12 月

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

目次

はじめに

I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

1. 地球温暖化に関する科学的知見
2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

II 京都議定書目標達成計画の評価

1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況
2. 中間報告における排出量見直し
 - (1) 既存対策の評価
 - (2) 排出量の見直しと不足削減量

III. 京都議定書目標達成計画の見直しに向けた対策・施策の強化

1. 対策・施策の強化に当たっての視点
2. 対策・施策の強化の内容
 - (1) 対策の具体的内容が定まっている対策
 - ① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策
 - ② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策
 - ③ 代替フロン等3ガスの対策・施策
 - ④ 吸収源の対策・施策
 - ⑤ 京都メカニズムに関する対策・施策
 - (2) 今後、速やかに検討すべき課題
 - ① 国内排出量取引
 - ② 環境税
 - ③ 新エネルギー等対策の抜本的強化
 - ④ 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し
 - ⑤ サマータイムの導入
3. 対策・施策の強化を踏まえた2010年度排出量見直し
4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理について

委員名簿

審議経緯

はじめに

「京都議定書目標達成計画」は、気候変動枠組条約（1992年5月採択、1994年発効）の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、この約束を達成するために、2005年4月に閣議決定されたものであり、現在、本計画に基づき地球温暖化対策が進められている。

京都議定書目標達成計画はあくまで、2008年度から2012年度までの京都議定書第1約束期間に基準年度から6%削減することを内容とする計画であるが、京都議定書に定められた先進国の削減約束の達成は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚である。

本年5月には安倍総理から「美しい星50」が提案され、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するという長期目標が示された。また、6月のハイリゲンダム・サミットにおいても、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含むEU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する、とされるとともに、統合的なアプローチの中で、気候変動のみならず、エネルギー安全保障、経済成長及び持続可能な開発目標についても取り組む枠組みの必要性に合意した。さらに、12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）においては、京都議定書第1約束期間後（2013年以降）の枠組みを2009年までに採択することが合意され、その際の議論において考慮される点として、排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束又は行動、途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動等が明記された。このように、2013年以降の長期的な気候変動対策についての議論が国際的に本格化していることも踏まえ、京都議定書上の削減約束を確実に達成するとともに更なる長期的、継続的な排出削減を目指すことが必要である。

I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

1. 地球温暖化に関する科学的知見

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない。その原因は、人為起源の温室効果ガス濃度の増加だとほぼ断定されている。

現状の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年に渡って引き続き増加するものと考えられ、1980～1999年と比較した今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、約1.8℃（1.1

～2.9℃)である一方、化石エネルギー源を重視する社会では、約4.0℃(2.4～6.4℃)に達すると予測されている。

このような地球温暖化の結果、極端な気象現象の増加に伴う災害の激化、生態系への悪影響に加え、数億人規模の水不足、農業への被害、感染症の増加など私たちの経済・社会活動に対して複合的に様々な悪影響が生じる可能性が指摘されている。現在既に、地球温暖化によって水資源や自然生態系などでは悪影響が顕在化しており、今後の気温上昇に従って、より深刻な影響が様々な分野や地域で生じることが予測されている。

多くの影響は、排出削減により回避、遅延、低減することができ、今後20～30年間の削減努力と投資が必要である。削減対策の遅れは、より低い安定化濃度の達成に大きな影響を与え、より厳しい気候変化の影響のリスクを増大させる。

2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、京都議定書目標達成計画(以下、「目標達成計画」という。)を策定している。目標達成計画については、2005年4月に閣議決定され、第1約束期間の前年である2007年度(平成19年度)に、目標達成計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする、とされている。

このため、中央環境審議会・産業構造審議会では合同会合を開催し、2006年11月から目標達成計画の評価・見直しに関する審議を開始し、各部門ごとの対策・施策の進捗の評価の検討、有識者・関係省庁・関係団体からのヒアリング、部門毎の対策・施策の見直しの検討等について、計30回にわたって精力的な審議を行ってきた。こうした審議を受け、中央環境審議会・産業構造審議会では、目標達成計画の評価・見直しの基本的な方向性について最終報告を行うこととした。

II 京都議定書目標達成計画の評価

1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況

2005年度の我が国の温室効果ガス排出量は13億5,900万t-CO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っている(図1)。なお、2006年度の総排出量は13億4,100万t-CO₂(基準年度比6.4%増)となっているが、速報値であり、今後変更の可能性がある(以下同じ)。

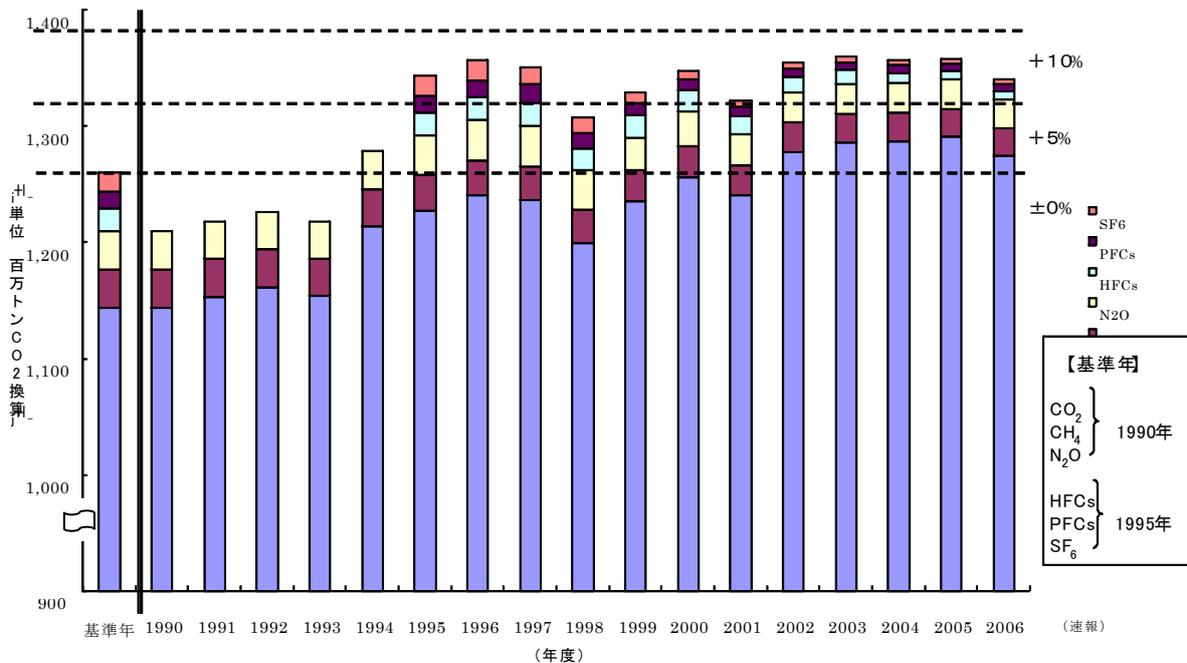


図1：我が国の温室効果ガス総排出量の推移

基準年度から2005年度までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他5種類のガスは基準年度を下回っている(表1及び図2)。

なお、2005年度の原子力発電所の利用率が、仮に原子力発電所が長期停止の影響を受けていない2002年度の原子力発電の停止前に策定した計画(平成14年度供給計画)の水準にあったと仮定して我が国の温室効果ガスの総排出量を推計すると、2005年度の温室効果ガスの総排出量は基準年度比で5.4%上回るとの試算がある。

表 1 温室効果ガスの排出状況について

		基準年度 (全体に占める割合)	2005 年度実績 (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素		1,059 (84%)	1,201 (+13.4%)
	産業部門	482 (38%)	452 (-6.1%)
	業務その他部門	164 (13%)	239 (+45.4%)
	家庭部門	127 (10%)	174 (+36.4%)
	運輸部門	217 (17%)	257 (+18.1%)
	エネルギー転換部門	67.9 (5%)	79.0 (+16.5%)
非エネルギー起源二酸化炭素		85.1 (7%)	90.7 (+6.6%)
メタン		33.4 (3%)	24.0 (-28.1%)
一酸化二窒素		32.6 (3%)	25.5 (-22.0%)
代替フロン等 3 ガス		51.2 (4%)	18.0 (-64.9%)
合 計		1,261 (100.0%)	1,359 (+7.7%)

(単位：百万 t-CO₂)

我が国の温室効果ガス排出量は、2005 年度が、基準年度比+7.7%となり、全体としては、増減しながら基準年度比約 5~8%を推移している。

部門ごとに見ると、産業部門（基準年度総排出量に占めるシェアは 38.2%）の 2005 年度排出量は基準年度比▲6.1%である一方、運輸部門（基準年度総排出量に占めるシェアは 17.2%）の 2005 年度排出量は基準年度比+18.1%であり、業務部門（基準年度総排出量に占めるシェアは 13.0%）、家庭部門（基準年度総排出量に占めるシェアは 10.1%）の 2005 年度排出量はそれぞれ基準年度比+45.4%、+36.4%となっている。

また、ガス種ごとに見ると、エネルギー起源二酸化炭素の 2005 年度排出量は基準年度比+13.4%であるのに対し、代替フロン等 3 ガスの 2005 年度排出量は基準年度比▲64.9%となっている。

このように、我が国の温室効果ガス排出については、ガス種ごと、部門ごとに排出量の傾向等に相違が見られる。

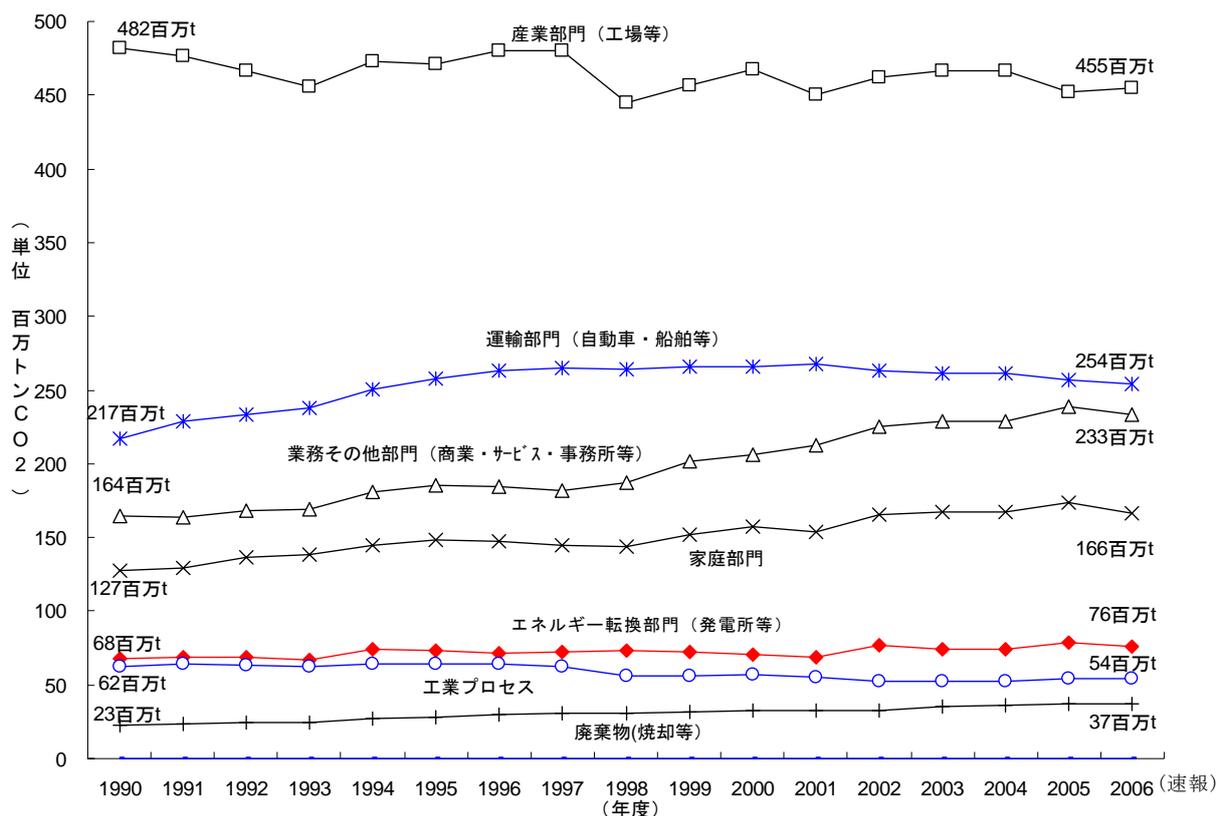


図2：エネルギー起源二酸化炭素排出量の部門別の推移

2. 中間報告における排出量見通し

(1) 既存対策の評価

本年9月にとりまとめた本合同会合の中間報告においては、本年5月の地球温暖化対策推進本部による「京都議定書目標達成計画の進捗状況」に基づき、京都議定書目標達成計画に示されている対策の進捗状況を評価した。

この中では、「我が国の地球温暖化対策は前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にある」とした上で、既存対策の加速化・強化の必要性を明らかにした。

(2) 排出量の見通しと不足削減量

さらに、中間報告においては、上記の進捗状況点検結果を踏まえ、社会経済活動量について一定の予測を置いた上で、2010年度の我が国の温室効果ガス排出量の見通しを行った。その結果、2010年度の温室効果ガス総排出量は12億7,300万t-CO₂～12億8,700万t-CO₂となることが見込まれ、京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると、京都議定書の6%削減約束の達成に2,000万t-CO₂～3,400万t-CO₂(基準年度総排出量比で1.5%～2.7%)不足することを示した。

このことは、京都議定書の6%削減約束の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すものであり、中間報告以降、その具

体化を進めてきた。

上記の見通しは、現行目標達成計画上の対策について、(1)の見込み通りの効果が実現されることを前提として算出されているため、その前提が確実に達成されるよう、各主体において引き続き積極的な取組がなされる必要がある。

例えば、一般電気事業者の販売する電力については、二酸化炭素排出原単位は現在 $0.423\text{Kg-CO}_2/\text{kWh}$ (2005 年度実績) と基準年度比横ばいであるが、目標達成計画においては、電気事業連合会の環境行動計画目標として 2008～2012 年度の平均で $0.34\text{Kg-CO}_2/\text{kWh}$ 程度まで 20%程度低減するとしている。

これは、現行の目標達成計画上、「原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」において、一般電気事業者等の①原子力設備利用率の向上、②火力発電の熱効率の更なる向上等、③京都メカニズムの活用等を組み合わせた取組等により実現されるものと見込まれている。今後、原子力設備利用率が見込みを下回る場合でも、その他の取組と合わせて目標達成が図られるものと見込まれている。(なお、上記の 20%程度の低減のうち 15%程度の改善分については、一般電気事業者等による取組に加え、産業、民生、運輸の各部門の省エネルギー対策等の効果も含めたもの。)

これらの取組等により、一般電気事業者の二酸化炭素排出原単位が 20%程度低減されることとなり、2005 年度実績から約 6,600 万 t-CO_2 (下位ケース)～6,800 万 t-CO_2 (上位ケース) (基準年度総排出量の約 5.2%～約 5.4%) に相当する排出削減効果が見込まれ、その効果は産業、民生、運輸の各部門の排出削減につながるものであり、その着実な取組が必要とされる。

Ⅲ 京都議定書目標達成計画の見直しに向けた対策・施策の強化

1. 対策・施策の強化に当たっての視点

関連対策・施策の強化に当たっては、以下の視点の下、検討を進めてきた。

○ 今回の検討は、約束期間の開始を来年度に控えた最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、既存対策の進捗状況を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢見通しの変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要があること。

○ 6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であること。

○ さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があること。

2. 対策・施策の強化の内容

これまで本合同会合やその他の関係審議会・関係省庁により検討されてきた排出削減対策等については、下記のとおりである。

(1) 対策の具体的内容が定まっている対策

各対策・施策の2010年度の追加的排出削減効果見込みを【 】内に示す。なお、これらの効果については、追加対策同士の重複や既存対策との重複があり得ること、また、【 】内の数字は、これまでの会合において各省庁から示された資料に基づくものであり、今後の精査により変更があり得ることに留意する必要がある。

① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

<分野横断的事項>

(自主行動計画の拡大・強化)【1,800万 t-CO₂(経済産業省所管業種分)】

自主行動計画については、本合同会合の中間報告等において、すべての省庁が所管業種に対する働きかけを一層強め、特に、取組が十分でな

い業種について、拡大・強化を図ることが必要とし、本年10月に本合同会合として集中的・精力的なフォローアップを行ったところ、中間報告で指摘した業種のうち、現時点までに以下の各業種が①計画の新規策定、②定性的目標の定量化、③政府による厳格なフォローアップの実施、④目標引き上げを行った。

[本年度措置した業種]

- 計画の新規策定
情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店（経済産業省）、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞（環境省）
- 定性的目標の定量化
生保、損保（金融庁）、電気通信事業（総務省）、倉庫、バス、タクシー、舟艇（国土交通省）
- 政府による厳格なフォローアップの実施
LPガス、商社（経済産業省）
- 目標引き上げの促進
食品製造（農林水産省）、化学、石油、セメント（経済産業省）、トラック、住宅生産（国土交通省）

他方、以下に掲げる業種については、中間報告において自主行動計画の拡大・強化の必要性を示したにも関わらず、現時点において未だ具体的な措置がとられていない（なお、この中には、計画は策定されたものの直近年度の実績等が示されていない業種、定量的な目標が設定されていない業種が含まれている。）。年度内の目標達成計画改訂に間に合わせるため、来年1月までに具体的措置が実行されるよう、関係各省庁は所管業種に対する具体的・積極的な働きかけを強化する（括弧内は所管省庁等）。今後、進捗状況を再確認するため、必要に応じ、再度フォローアップを行う。

[未措置の業種]

- 計画の新規策定
ぱちんこ、ゲームセンター（警察庁）、信用金庫、信用組合、証券（金融庁）、学校（文部科学省）、病院（厚生労働省）、大規模展示場（経済産業省）
- 定性的目標の定量化
テレコムサービス、民間放送、ケーブルテレビ、衛星放送、日本放送協会（総務省）、外食（農林水産省）、港運（国土交通省）
- 政府による厳格なフォローアップの実施
銀行、生保、損保（金融庁）、たばこ製造、ビール酒造（財務省）、製薬、生協（厚生労働省）

設定された目標の水準を現時点において超過している以下のような業種については、今後、現時点での実績水準以上の目標への引き上げを行うよう促す。特にエネルギー消費原単位等を目標とする業種は、省エネ法における、工場・事業所のエネルギー原単位を中長期的にみて年平均で1%以上改善する目標との関係も考慮し、現時点での実績以上の目標引き上げを行うよう働きかける。これらについても、必要に応じ、本年度中速やかに再度フォローアップを行う。

[目標水準を現時点で超過している業種] ※は原単位目標の業種

たばこ製造、ビール酒造（財務省）、精糖、即席食品※（農林水産省）
石油※、ガス、特定規模電気事業者※、自動車、鉱業※、石灰製造、アルミニウム※、板硝子、衛生設備機器、石灰石鉱業※、染色、ガラスびん、建設機械※、スーパー※、コンビニ※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグ※（経済産業省）、造船※、鉄道車輛※、ホテル、自動車整備、JR東海※、JR九州※、タクシー、船主※、定期航空※（国土交通省）、産業廃棄物処理（環境省）

また、京都議定書上の第一約束期間が2008年から2012年の5年間にわたることから、計画の目標についても、5年間の平均で達成するものとするよう促進する。

目標となる水準を、現時点（直近年度）において未だに達成していない業種について、未達幅を埋め合わせる今後の対策内容（京都メカニズムの活用を含む。）とその効果を可能な限り定量的・具体的に示すとともに、目標の確実な達成に向けた対策の着実な実施を促進する。そのうち、目標達成が困難となる場合に備えて京都メカニズムを活用する業種については、クレジットの取得量と取得時期について、可能な限り具体的な見通しを示すよう促すとともに、取得したクレジットを目標達成に活用する場合は、政府口座に無償で移転することとする。

また、目標達成の蓋然性をより向上するため、目標達成に向け、各業種を構成する企業間の責任分担の状況等について、現段階において確認するとともに、必要に応じ、その見直しを行うよう促進する。

京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種に対し、CO₂排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討するよう促す。

また、各業種においては、自主行動計画の参加事業所のCO₂排出量について、温対法に基づく個別事業所の排出量データを活用し、先進的な取組事例を定量的に示すことも含め、更に積極的な情報開示を行うよう促す。

業務部門、家庭部門及び運輸部門における対策の抜本的強化が求めら

れているところ、日本経団連は、本年6月に会員企業・団体に対するオフィス等での対策強化や、環境家計簿の利用拡大などを要請し、会員企業を対象とした調査等を実施しているが、加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおけるCO₂排出削減目標を包括的・業種横断的に、速やかに設定するよう促す。また、会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組を更に促す。

また、産業界の業務・運輸部門における取組や、民生・運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も踏まえた定量化も含め、可能な限り定量化を行うよう促す。

さらに、自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行う。政府は、経済産業省所管業種の2006年度及び本年度のフォローアップ結果について、年内に英語によるHP掲載を行う。また、各業種においても、信頼性の高いデータに基づく国際比較を行うとともに、自主行動計画に基づく取組について積極的な対外発信を行うよう促していく。

(都市構造・地域構造の見直し) 【都市構造・地域構造の見直しによる効果の発現は中長期間を要すること等のため、第1約束期間中の定量的効果を算定することは困難】

様々な都市機能が集約し、公共交通が中心となる集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積促進、公共交通を中心とした都市・地域総合交通戦略を推進する。

複数の新エネルギー利用設備を地域・街区や建物へ集中的に導入するとともに、都市開発などの機会を捉え、公民協働の取組によりCO₂の大幅な削減が見込める先導的な対策をエリア全体、複合建物で導入するなど街区レベルや地区レベルでの面的な対策を推進する。

また、モデル事業等による支援により、街区レベルや地区レベルで複数の建物が連携したエネルギーの面的利用の促進、まちづくり全体でのエネルギーの運営管理など面的な対策を行う。

(ヒートアイランド対策) 【0.5~2.3万t-CO₂】

都市部における温暖化対策として、クールスポットや風の通り道となる緑地等の保全・創出を図るため、都市緑化を推進するとともに、屋上緑化などの施設緑化や保水性建材、高反射性塗装などヒートアイランド対策と省CO₂化の両方に資する技術を一体的に導入する。

(公的機関の排出削減) 【16万t-CO₂】

既に策定された政府実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき、全国の官庁施設において太陽光発電、建物緑化、ESCO等のグリ

ーン化を集中的に推進するとともにグリーン購入法に基づく率先導入を推進する。また、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進し、政府実行計画をより確実に達成する。さらに、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体における実行計画の策定を確実にし、独立行政法人等にも実行計画の策定を促す。

（地域の取組の強化）【5.3万 t-CO₂】

地方公共団体については、地域の自然的社会的条件に応じた、地域の創意工夫を生かした削減対策が講じられ、また、各地域において先進的な取組が促進されるよう、その区域内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する地域推進計画の策定を求めるなど取組を強化する。

また、「地域の地球温暖化対策推進プログラム（仮称）」の策定により地域の排出削減に向けた取組を後押しする各府省庁の施策を体系化し、構造改革特区の提案募集においても地球温暖化防止に係る提案を積極的に募集する。

さらに、地方公共団体による、地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用を進める。

（金融における環境配慮の推進）【金融における環境配慮の推進と企業側の削減対策について、定量的な関係を示すことができないことから、削減効果の算定は困難】

温室効果ガスの削減を目的とする事業への投融資を拡大するとともに、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる企業の実績が金融面でも積極的に評価されることが重要である。また、金融機関自身の役割も増大している。このため、投融資プロジェクトにおける金融機関の環境面のガバナンスの発揮やSRI（社会的責任投資）ファンドの拡大、事業者による環境保全に関する取組や環境保全プロジェクトの状況などの情報の開示、環境保全への取組を考慮した投融資の実施等、金融における環境配慮（金融のグリーン化）を推進する。

<民生（業務・家庭）部門関連>

（住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実）【200万 t-CO₂】

住宅・建築物に係る省エネ性能の一層の向上に向け、より実効的な規制・誘導方策として、省エネ法を改正し、中小規模（2,000m²未満）の住宅・建築物への届出義務の範囲の拡大、大規模（2,000m²以上）の住宅・建築物の対策の強化等を行う。

また、共同住宅の専有部分、戸建住宅について、建築設備を住宅の省

エネ評価の対象に追加した上で、住宅・建築物ともに、運用時も念頭において建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発を推進する。

既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合の税制優遇措置の創設、建築物において省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象化した税制の拡充を行う。住宅リフォーム時に省 CO₂ 型資材を導入するなどのエコリフォームの実施に対する普及啓発・支援を行う。

さらに、CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）を含め、住宅・建築物の評価・表示の充実・普及、複数の建築物が連携したエネルギー対策の取組を推進する。

（国民運動）【678 万～1,050 万 t-CO₂】（国民運動は、以下のものも含め、省エネ機器や公共交通機関の利用など各種対策を後押しする施策であるが、ここでは、効果を算定するためのデータの入手が可能な一部の行動のみを定量化し 678 万～1,050 万 t-CO₂ を算定）

国、地方公共団体、国民、事業者に対して、それぞれ期待される役割を明確化した上で、以下の取組を促進する。

業務部門及び家庭部門において、クールビズ及びウォームビズ（冷暖房の適切な温度設定）の他、水道の使い方、アイドリングストップなどエコドライブ、省エネ製品の選択、買い物袋持参、電源プラグをコンセントからこまめに抜くといった具体的な行動による削減を実施する。こうした行動を進めるため、チーム・マイナス 6%で「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」、地域における温暖化防止活動等を積極的に進めていく。その際、テレビ・インターネット等のマスメディアも積極的に活用しつつ、更に国民に幅広く呼びかける。

また、エコポイント等環境に配慮した行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組を進めるとともに、省エネ家電普及促進フォーラムによる省エネ家電製品への買い替え促進など普及促進支援等も行う。

さらに、カーボン・オフセットの取組を広めることにより、市民、企業等幅広い主体による主体的な温室効果ガスの排出削減の実施を促進するため、カーボン・オフセットのあり方について指針を定めるとともに、オフセットの対象となる排出量の算定方法、オフセットに用いる排出削減量の算定・検証等について検討を進め、カーボン・オフセットの取組の普及に努める。

国民一人ひとりのライフスタイル及び社会経済活動を環境に配慮したものに変わっていくため、あらゆる人が、生涯にわたって、家庭、学校、企業、地域等あらゆる場所において、環境教育・環境学習を受ける機会を創出する。このため、「21世紀環境教育プラン」を推進するとともに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組を政府あげて展開する。

（機器対策）【150万～200万t-CO₂】

個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネ技術の開発を推進するとともに、省エネ法に基づくトップランナー基準の対象機器の拡大や目標基準値の強化、待機時消費電力の削減等を推進する。

トップランナー基準の対象となっていない食器洗い機等の機器についても、エネルギー消費量の少ない製品への買い替えを促進する。物流拠点や大規模小売店舗等への安全で高効率な自然冷媒冷凍装置導入を促進する。

また、一層の普及啓発事業の実施により、省エネ家電の普及を促進する。

さらに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に業務部門の省エネ設備や省エネに貢献するシステムを追加し、その導入支援を行う。

（省CO₂効果の見える化）【国民運動等の対策効果の内数】

様々な製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量を「見える化」し、省エネ製品の買い換えによる効果や使用方法の差異による影響も含めて、消費者が評価・判断できるよう、普及啓発の取組を行う。

（産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策）【300万～400万t-CO₂】

現行省エネ法上の「工場単位」による規制から「企業単位」での総合的なエネルギー管理へ法体系を改正するとともに、一定規模以上のフランチャイズチェーンについてチェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理を導入することで、産業・業務部門の省エネ取組の更なる強化を行う。

また、企業の生産構成等を踏まえつつ、工場・事業所等ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価を推進するとともに、後述する中小企業排出削減対策を含む、複数の事業者が共同して省エネ・排出削減を行う仕組み（エネルギー・CO₂共同削減事業）を構築する。

さらに、オフィスビル等における照明設備の省エネ化を推進するため、普及啓発等を充実する。

これらの取組に加え、電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電気事業者ごとのCO₂排出係数に反映させる方策を講じるなど、温対法の改正による産業・業務部門の排出削減対策を推進する。

<運輸部門関連>

(自動車単体対策) 【300~350万t-CO₂】

2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、省エネ法に基づき、2015年度燃費基準を導入(乗用車等2007年7月、重量車2006年4月施行)したところであり、クリーンエネルギー自動車の普及の観点からも、引き続きグリーン税制や補助制度等のインセンティブ付与施策を講じる。また、燃費性能に優れたクリーンディーゼル自動車等についても普及を促進する。

(エコドライブの普及促進) 【10万t-CO₂】

エコドライブ支援機器の導入、エコドライブの普及啓発、省エネルギー法の自動車運送事業者への適用、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進等により、エコドライブの普及促進のための施策の強化を図る。

なお、エコドライブについては、バス・タクシー・トラックのドライバーといった運転のプロを対象に進めるとともに、対策の裾野を広げて削減量を拡大するため、一般のドライバーを対象とした普及啓発も行う。

(物流の効率化) 【既存対策の達成に資する施策の追加・強化】

グリーン物流パートナーシップ会議の枠組みを活用した荷主企業と物流事業者が協働で取り組むプロジェクトへの支援、鉄道貨物輸送力増強事業への支援、スーパーエコシップの建造促進といった既存の対策を引き続き進める。また、海の10モード指標といった船舶の燃費性能を評価する技術・指標を確立するとともに、グリーン物流パートナーシップ会議の枠組みを活用して、環境負荷の観点から影響が大きいと考えられる商慣行の見直しや、宅配事業者の配達方法の改善におけるエコポイントの発行など、消費者の物流における意識向上を図ったシステムの構築に対する支援を行う。

さらに、都市内物流の効率化のために、「都市内物流トータルプラン」に基づき、ボトルネックの把握や問題解決に向けた検討を行う協議会への支援を行っていく。

(公共交通機関の利用促進等) 【既存対策の達成に資する施策の追加・強化】

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」や地域公共交通活性化・再生総合事業により、地方鉄道の活性化など地域住民の移動の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入、乗継の改善等を総合的に支援するとともに、従業員の通勤交通について自家用車から公共交通へ転換するよ

うに促すなど従業員の通勤、営業、出張に伴う温室効果ガス排出量の低減に向けた取組を強化する。

また、運輸部門の削減のためには、原単位の改善とともに、交通需要の管理が必要であるため、公共交通機関を中心とした歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの取組を支援する。

(交通流対策の推進) 【60万 t-CO₂】 (交通流対策のうち高速道路の料金施策については、更に平均約1割引となる料金引下げ等を平成20年度から実施予定であり、更にCO₂排出量を削減見込み)

交通に伴うCO₂排出量の削減に資する高速道路ネットワークを有効活用するための料金施策やボトルネック踏切等の対策のスピードアップ、路上工事の縮減を推進する。また、都道府県警察が実施する交通安全施設整備に要する費用の一部を補助することにより、信号灯器のLED化を推進する。

<産業・エネルギー転換部門関連>

(新エネルギー対策の推進) 【129万 t-CO₂】

新エネルギー対策の推進については、RPS法等の供給側の取組の着実な実施とともに、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等による需要側の取組を強化する。また、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等に対する国の導入支援策を充実させる。さらに、自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整を推進する。

バイオ燃料導入促進税制などの経済的インセンティブの活用や国産バイオ燃料の生産拡大に向けた大規模実証等により、輸送用燃料を含むバイオ燃料の普及を促進する。

さらに、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有する。

(産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策) (再掲)

(中小企業の排出削減対策の推進) 【182万 t-CO₂】

中小企業における排出削減対策の強化のため、中小企業の排出削減設備導入について、資金面の公的支援を一層充実する。

また、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等(いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。)が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用できる仕組みを構築する。

その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、我が国

全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たっては、民間有識者からなる第三者認証機関が京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行う。

さらに、既存の関連制度（温対法の算定・報告・公表制度や省エネ法の定期報告制度）との連携・整合性のとれた制度とする。

なお、本制度の運用に当たっては、中小企業等がこの仕組みの下で得られる収入のみでは事業が成立しない場合に限り、設備導入補助等既存の中小企業支援策を最小限受けることができるようにする。

また、創出された「国内クレジット」の管理体制・システムについては、例えば中小企業等と大企業等が協働（共同）で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。

（農業及び水産業における対策の推進）【8.5万 t-CO₂】

木質バイオマス利用等の先進的加温設備や脱石油型施設園芸システムの実証・普及、省エネ型設備・機器等の格付認定制度の検討により施設園芸の省エネの推進を図る。

また、温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の利用促進、バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための地産地消モデルの確立を図る。

発光ダイオード集魚灯、漁船の推進効率の改善などの省エネルギー化及び新技術を導入した新たな漁船の建造による省エネ型代船取得により経営転換を促進するとともに、適切な管理・運転についての情報を提供する。

（上下水道・廃棄物処理における対策の推進）【144万 t-CO₂】

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善や、施設の改修・改築・更新の際、反応槽における効率の良い散気装置、汚泥の脱水における高効率脱水機等、省エネ機器の導入による省エネルギー対策、下水汚泥の炭化・乾燥による固形燃料化、消化ガスによるガス発電、下水熱の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。

また、廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等熱利用をさらに進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDFの導入などの車両対策の推進を行う。

②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策

(廃棄物分野の対策) 【90.5 万 t-CO₂】

廃棄物処理において、ごみ有料化の導入、普及啓発及び分別収集の徹底により 3R を更に推進し、廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の排出を削減する。また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、焼却等の処理に由来する CO₂ 等を削減する。

また、処理体制の強化、優良処理業者育成等により、産業廃棄物の不法投棄を撲滅することで、これに伴うメタン排出の削減を図る。

さらに、一般廃棄物焼却施設において、連続運転による処理割合を増加させることで一酸化二窒素を削減する。

(農業分野の対策) 【18.1 万 t-CO₂】

稲わらすき込みからたい肥施用への転換促進、中干し開始時期の前倒し等メタン抑制技術の確立による水田から発生するメタンの排出削減、施肥の改善(減肥)による一酸化二窒素の排出削減を実施する。

③代替フロン等 3 ガスの対策・施策【120 万 t-CO₂】

代替フロン等 3 ガスについては、産業界による排出削減計画をフォローアップすることにより、各業界の目標達成の蓋然性を向上させる。また、産業界の取組と併せて、代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援、液体 PFC 等の適正処理対策、ノンフロン発泡断熱材の使用促進及び廃棄フロン断熱材の適正処理のための情報提供等を進める。

一方、今後の排出の増加が見込まれる冷媒分野について、ノンフロンへの転換のための安全で高効率な自然冷媒冷凍装置等のノンフロン技術の開発や普及等を、さらに促進する。また、改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行うとともに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する。さらに、家電リサイクル法に基づき、引き続き廃家電(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)回収によるフロン回収の推進を行う。

④吸収源の対策・施策

(森林)

森林吸収量(1990 年以降に森林経営活動等が行われた森林の吸収量)については、1,300 万炭素トン(基準年度総排出量比 3.8%)の確保のため、平成 19 年度から今後 6 年間にわたり、追加的な森林整備 120 万 ha(毎年 20 万 ha)を含め、合計 330 万 ha の間伐の実施が必要な状況である。

このため、①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える生き生きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画、などの取組を官民一体となって進める「美しい森林づくり推進国

民運動」を展開するなど、引き続き幅広い国民の理解と協力のもと、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進する。

(都市緑化等) 【46万 t-CO₂】

都市緑化等については、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水道、公的賃貸住宅、官庁施設等における緑化、建築物の屋上・壁面等の緑化空間の創出等により、公的空間・民有地の緑化を推進する。

⑤ 京都メカニズムに関する対策・施策

国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力することを前提に、京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)については、京都メカニズム(CDM及びJI並びに具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム(GIS))により対応することが必要になる。今後、国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、必要なクレジットを取得することが必要である。

(2) 今後、速やかに検討すべき課題

① 国内排出量取引

I P C C 第4次報告書を始め科学的見地から早急かつ大幅な総量削減が長期にわたって求められる中で、国内排出量取引制度は、排出削減目標達成を確実にを行うことを可能とし、これを最小のコストで実現しうるとともに、炭素に価格を付け、民間の創意工夫を促すことができる制度であるとして、その導入を積極的に検討すべき、また、少しでも費用効果的な手段を採用するため、他の政策とのポリシーミックスを行うことも検討すべきであるとの意見があった。また、欧米における制度の導入状況を踏まえ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で金融制度面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべきとの意見があった。さらに、技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきた、削減量はキャップのかけかた次第であって、EU-ETSはまだ試行段階なので、これを持ち出して削減効果を議論するのは適切でない、オークションによる配分を行えば効率的な初期割当が可能ではないか、排出削減した者にメリットがあるという点で公平性のある制度ではないかとの意見があった。排出量取引は自主行動計画に比べて、効率性、目標の検証可能性、フリーライドの防止等の点で優れているとの意見があった。また、2013年以降に先送りするのではなく今すぐに制度設計に着手すべきとの意見があった。

他方、国内排出量取引制度については、個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制的措置であるとの意見があった。また、排

出枠の公平な割当が困難であり、国際的な産業競争力を歪め産業の海外流出（炭素リーケージ）を招くのではないかとの懸念が示された。また、実際の企業行動等を見ると、必ずしも最小コストで排出削減を行えるとは言えないのではないかとの意見があった。さらに、EU-ETS が必ずしも実質的な排出削減につながっていないこと、自主行動計画が適切に機能していること、我が国において排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くこと、排出枠の価格が変動し不確定要素があること、短期的な目標設定では企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かないこと、過去の排出実績に基づく排出枠割当を行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される結果になること、オークションによる初期割当は排出者の負担が莫大になり非現実的であることから、国内排出量取引制度導入は不相当との意見があった。また、現状においては具体的な制度の仕組みについての提案が乏しいこともあるため、国内排出量取引制度は第1約束期間において実施することは現実的に難しく、次期枠組みに関する参加国の動向等を踏まえて検討することが重要であるとの意見があった。

国内排出量取引については、確実かつ費用効率的な削減と取引等に関する知見・経験の蓄積を図るため、2005年度から実施している自主参加型の国内排出量取引制度について、2007年夏に第1期が終了したことを受け、得られた結果を踏まえつつ、今後より有用な知見・経験を蓄積する観点から、参加者の拡大、参加方法の多様化及び検証方法の効率化を図る等同制度を拡充していく。

いずれにしても、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、本年度のフォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である。

* 国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムのクレジットの活用を認めること等を内容とするもの。

（「京都議定書目標達成計画」から抜粋）

② 環境税

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることとなるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

③ 新エネルギー対策の抜本的強化

より確実かつ費用効果的に新エネルギーの導入を推進するためには、現行RPS法より「固定価格制」の方が優れているのではないかとの意見、グリーン電力証書について、温対法や省エネ法上に位置づけるべきという意見や税制上損金算入できるようにすべきとの意見があった。さらに、補助金の充実を含め、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス燃料等の導入促進策を充実すべき、廃棄物発電についても、さらなる導入促進のための方策を打つべき、山間部における風力発電機については建築基準法上の規制を緩和すべきとの意見があった。

他方、対策効果の確実性やコスト削減インセンティブの付与等の観点からは、固定価格制ではなく、RPS制度の方が優れているのではないかとの意見があった。また、新エネルギーの導入に当たっては、系統への信頼性、気象・地理的条件、希少野生生物対策等の課題があり、また、電源構成のベストミックスの在り方も含めた総合的な検討が必要との意見があった。

これらの意見を踏まえて、新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要がある。

④ 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

深夜に行われる企業活動・消費活動について、省エネ効果は限定的としながらも、国民のライフスタイル・ビジネススタイルに影響を与える等の観点から、店舗等の営業時間や夜間のライトアップ、テレビの放映等幅広い分野に一定の自粛を求めるべきではないかとの意見があった。

他方、店舗等の深夜営業については、これを改めたとしても省エネ効果は限定的である一方、企業活動と消費活動へのマイナス影響は大きい、また、深夜営業により防犯・防災への貢献も認められるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、上記の諸課題について、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する必要がある。

⑤ サマータイムの導入

サマータイムについては、一定の省エネルギー効果や余暇活動の推進が見込まれるとともに、その導入が地球温暖化問題の意識啓発のきっかけとなることが期待され、こういう制度が進めば国民運動にも寄与するのではないか、始業時間が繰り上がっても終業時間も繰り上がることにより、労働時間延長にはつながらないのではないかとの意見があった。

他方、現在の労働状況の下では、単なる始業時間の繰り上げになりかねない、省エネ効果についても定量的に評価し難い点があり、一部サービス産業の活性化等による増エネ効果がある、交通機関のダイヤ調整等の問題

があるとの意見があった。

また、本件は国民生活における様々な行政分野に関わる問題であることから、政府内の検討体制を整備すべきとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、サマータイムについては、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る。

3. 対策・施策の強化を踏まえた 2010 年度排出量見通し

既存の対策の進捗状況の評価等を踏まえた 2010 年度排出量の見通し及び不足削減量を推計するとともに、対策・施策の強化の方向性を明らかにした中間報告以降、各省庁の関連対策の検討状況のヒアリング、自主行動計画の拡大・深掘り等に関するフォローアップを行い、2. (1)において、今後強化すべき対策に関し、その具体的内容及び各省庁から示された資料に基づく追加的排出削減効果についてとりまとめた。

これらの個々の排出削減効果は、相互の重複や既存対策との重複があり得ること等から、単純に足し上げることはできない。また、2005 年度の我が国の温室効果ガスの排出量は基準年比 7.7%増、2006 年度(速報値)は同 6.4%増、と依然として厳しい状況であることは言うまでもない。

しかしながら、現行の目標達成計画の対策に加え、これらの追加的対策を具体化した新たな目標達成計画に基づき、各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も合わせて、京都議定書の 6%削減目標は達成し得るものと考えられる。

ただし、2 (1)においてとりまとめた対策は、現行の目標達成計画の既存対策が見込みどおり進捗することを前提とし、それに加えて追加、強化すべきものであることから、前提となる既存対策による排出削減が確実に達成されるよう、各主体において積極的な取組が必要であることに留意する必要がある。

さらに、我が国全体の 2010 年度の排出量の見通しについては、本年度内に行われる予定の改訂目標達成計画の閣議決定までに、推計の前提となる社会経済活動量見込みが更新された場合には、それも踏まえた精査が必要となる。

こうしたことを踏まえ、政府においては、京都議定書第 1 約束期間が開始される 2008 年度に向け、排出見通し等の更なる精査を行いつつ、年度内に改訂目標達成計画を閣議決定し、第 1 約束期間の開始とともにこれに基づく対策を一丸となって推進することが望まれる。

4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理について

現行の目標達成計画では、2010 年の単年を目標として対策効果の見通しが立てられているが、削減約束の遵守を確実にする観点から、約束期間の 5 年間全

体を通して削減約束の達成の進捗管理を行うことが重要である。5年間の約束期間において、対策が遅れれば遅れるほど、6%達成約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならないことに留意が必要である。

現行の目標達成計画では、「地球温暖化対策推進本部は、毎年、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る」こととされているが、2008年から第1約束期間が開始すること等を踏まえると、改訂後の目標達成計画においては、厳格な点検を各年度の早い時期に実施することが必要である。

2008年度以降に毎年度点検を実施しとりまとめる「京都議定書目標達成計画の進捗状況」においては、各対策の対策評価指標及び排出削減量の実績値について、担当省庁による早期の把握・点検を推進する。また、個々の対策の対策評価指標と、当該対策の効果となる排出削減量との関係について、必要に応じて精査を行うべきである。

加えて、進捗状況の点検を行う年度以降の2012年度までの温室効果ガスの対策評価指標及び排出削減量の見通し（データ入手が可能な限り各年度の見通し）等を示し、かつ、必要に応じて対策・施策の強化や追加を行うなど計画の進捗管理を適時適切に行うため、年度末までに検討し、具体的な方法を改訂「京都議定書目標達成計画」に明記すべきである。

さらに、温室効果ガス排出・吸収量の実績値を可能な限り早期に把握するため、統計の集計早期化等を関係機関に依頼する必要がある。

中央環境審議会地球環境部会委員名簿

平成 19 年 12 月 21 日現在

部 会 長	鈴木 基之	放送大学教授
委 員	浅岡 美恵	気候ネットワーク代表
部会長代理	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	猪野 博行	東京電力(株) 常務取締役
〃	大塚 直	早稲田大学法学部教授
〃	佐和 隆光	京都大学経済研究所特任教授
〃	武内 和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
〃	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授
臨 時 委 員	青木 保之	(財) 首都高速道路協会顧問
〃	飯田 哲也	NPO 法人環境エネルギー政策研究所所長
〃	石坂 匡身	(社) 海外環境協力センター顧問
〃	植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
〃	浦野 紘平	横浜国立大学大学院環境情報研究院特任教授
〃	及川 武久	筑波大学名誉教授
〃	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
〃	鹿島 茂	中央大学理工学部教授
〃	川上 隆朗	(財) 国際開発高等教育機構理事長
〃	木下 寛之	(独) 農畜産業振興機構理事長
〃	小林 悦夫	(財) ひょうご環境創造協会顧問
〃	塩田 澄夫	(財) 空港環境整備協会顧問
〃	須藤 隆一	東北文化学園大学大学院客員教授
〃	住 明正	東京大学気候システム研究センター教授
〃	関澤 秀哲	(社) 日本経済団体連合会環境安全委員会委員
〃	大聖 泰弘	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
〃	高橋 一生	国際基督教大学教養学部国際関係学科客員教授
〃	高村 ゆかり	龍谷大学法学部教授
〃	富永 健	東京大学名誉教授
〃	中上 英俊	(株) 住環境計画研究所代表取締役所長
〃	永里 善彦	(株) 旭リサーチセンター代表取締役社長
〃	長辻 象平	産経新聞社論説委員
〃	新美 育文	明治大学法学部教授
〃	西岡 秀三	(独) 国立環境研究所参与
〃	原沢 英夫	(独) 国立環境研究所社会環境システム研究領域長
〃	福川 伸次	(財) 機械産業記念事業財団会長
〃	榊井 成夫	前読売新聞論説委員
〃	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授

“ 森 嵐 昭夫 （財）地球環境戦略研究機関特別研究顧問
“ 藤 井 秀人 日本政策投資銀行副総裁
“ 横 山 裕道 淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授
“ 渡 辺 正孝 慶應義塾大学環境情報学部教授

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会委員名簿

平成 19 年 12 月 21 日現在

委員 長	茅 陽一	財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・ 研究所長
	碧海 酉癸	消費生活アドバイザー
	秋元 勇巳	三菱マテリアル株式会社名誉顧問
	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委員 長代理	石谷 久	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
	植田 和弘	京都大学大学院地球環境学堂教授
	潮田 道夫	毎日新聞社論説委員長
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	角田 禮子	主婦連合会参与
	勝俣 恒久	電気事業連合会会長
	黒田 昌裕	内閣府経済社会総合研究所所長
	神津 カンナ	作家、エッセイスト
	河野 光雄	内外情報研究会会長
	鮫島 章男	社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会共 同委員長
	鈴木 正一郎	日本製紙連合会会長
	鈴木 基之	放送大学教授
	千葉 泰久	社団法人日本化学工業協会技術委員会委員長
	内藤 正久	財団法人日本エネルギー経済研究所理事長
	名尾 良泰	社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事
	中村 利雄	日本商工会議所専務理事
	中山 眞	社団法人日本電機工業会会長代行
	南學 政明	東京工業品取引所理事長
	馬田 一	社団法人日本鉄鋼連盟会長
	福川 伸次	財団法人地球産業文化研究所顧問
	森 昭夫	財団法人地球環境戦略研究機関特別研究顧問
	山口 光恒	東京大学先端科学技術研究センター特任教授
	山本 隆彦	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発 機構副理事長
	米本 昌平	東京大学先端科学技術研究センター特任教授
	渡 文明	石油連盟会長

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに係る合同会合審議経緯

平成 18 年

- 11 月 14 日 第 1 回合同会合（京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて）
- 12 月 13 日 第 2 回合同会合（業務部門、家庭部門に関するヒアリング（第 1 回））
- 12 月 18 日 第 3 回合同会合（資源エネルギー業界の地球温暖化対策の取組についてのヒアリング（電気事業連合会、石油連盟、日本ガス協会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、石油鉱業連盟））
- 12 月 21 日 第 4 回合同会合（電子・電機・産業機械等業界の地球温暖化対策の取組についてのヒアリング（電機・電子 4 団体、日本産業機械工業会、日本工作機械工業会、日本ベアリング工業会、日本建設機械工業会））
- 12 月 26 日 第 5 回合同会合（業務部門、家庭部門に関するヒアリング（第 2 回）、流通業界の地球温暖化対策の取組についてのヒアリング（日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本百貨店協会、日本ドウ・イット・ユアセルフ協会、日本チェーンドラッグストア協会））

平成 19 年

- 1 月 19 日 第 6 回合同会合（製紙・板硝子・セメント等業界及び鉄鋼業界の地球温暖化対策の取組についてのヒアリング（日本製紙連合会、セメント協会、板硝子協会、日本衛生設備機器工業界、日本染色協会、日本ガラスびん協会、日本鉄鋼連盟））
- 1 月 29 日 第 7 回合同会合（代替フロン等 3 ガス部門に関するヒアリング、化学・非鉄金属関連業界の地球温暖化対策の取組についてのヒアリング（日本化学工業会、石灰製造工業会、日本ゴム工業会、日本電線工業会、日本アルミニウム協会、日本伸銅協会））
- 1 月 31 日 第 8 回合同会合（中小企業、経済団体、電力供給分野の温暖化対策の取組についてヒアリング、自動車・自動車部品・自動車車体関連業界の地球温暖化対策の取組につ

いてのヒアリング（日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本自動車車体工業会、日本産業車両協会））

- 2月7日 第9回合同会合（業務部門、家庭部門に関するヒアリング（第3回））
- 2月13日 第10回合同会合（運輸部門に関するヒアリング）
- 3月16日 第11回合同会合（現行対策・施策の進捗状況の定量的点検（計画の進捗状況の点検及び中間取りまとめの作業について、環境省・農林水産省ヒアリング））
- 3月23日 第12回合同会合（現行対策・施策の進捗状況の定量的点検（国土交通省・総務省・警察庁・厚生労働省・文部科学省ヒアリング））
- 3月26日 第13回合同会合（現行対策・施策の進捗状況の定量的点検（経済産業省・財務省・金融庁ヒアリング））
- 4月17日 第14回合同会合（排出量及び取組の状況等に関する論点整理）
- 5月25日 第15回合同会合（国民運動の推進について、地方公共団体・NGOヒアリング）
- 6月13日 第16回合同会合（運輸部門の対策について）
- 6月21日 第17回合同会合（家庭・業務部門の対策（住宅・建築物含む）、中小企業等の対策、エネルギー転換部門の対策）
- 6月27日 第18回合同会合（関係業界等からのヒアリング（電力、鉄鋼、経団連、学校、病院）、自主行動計画の進捗状況等について（各省庁からのヒアリング））
- 7月6日 第19回合同会合（エネルギー起源CO₂以外の対策（代替フロン等3ガス対策、非エネルギー起源CO₂・メタン対策（廃棄物対策））、その他の対策（バイオマス対策、京都メカニズムの活用による電気事業者の二酸化炭素排出原単位の低減等）、その他の論点（国内排出量取引制度、環境税））

- 7月25日 第20回合同会合（中間報告（素案）審議）
- 8月10日 第21回合同会合（中間報告（案）審議）
- 9月26日 第22回合同会合（中間報告（案）に対する意見募集の結果、平成20年度の概算要求・税制改正要望、今後の審議の進め方）
- 10月11日 第23回合同会合（経済産業省所管業種の自主行動計画フォローアップ（電力、鉄鋼、化学、石油、製紙、セメント業等））
- 10月17日 第24回合同会合（経済産業省所管業種の自主行動計画フォローアップ（電機・電子、自動車、流通・サービス業等））
- 10月23日 第25回合同会合（自主行動計画の進捗状況等について（各省庁・主要業種からのヒアリング））
- 11月21日 第26回合同会合（各省庁からの関連対策の検討状況ヒアリング（警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省）、重要検討項目について（太陽光等新エネルギーの導入促進））
- 11月30日 第27回合同会合（重要検討項目について（営業時間の見直しなど、店舗への排出削減対策、国内排出量取引制度の導入）、各省庁からの関連対策の検討状況ヒアリング（環境省（環境税の導入（重要検討項目）を含む））
- 12月7日 第28回合同会合（重要検討項目について（サマータイムの導入、断熱強化など住宅・建築物の排出削減対策）、各省庁からの関連対策の検討状況ヒアリング（経済産業省、国土交通省））
- 12月14日 第29回合同会合（最終報告（素案）審議）
- 12月21日 第30回合同会合（最終報告（案）審議）